

大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）
実施運営等業務委託仕様書

1 業務名

大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係業務）実施運営等業務

2 業務目的

令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）の開催目前という時期を捉え、県内の子ども達を中心に更なる機運醸成を図ることを目的に「シティドレッシング関係業務」を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 業務概要

(1) 開催期間：委託期間中の来場者が多く見込める期間を委託者と協議の上で決定すること。

(2) 開催場所：来場者が多く見込める場所

※ 主要駅前、大通り、和歌山城等を想定しており、実施箇所の参考にすること。

※ 同時期に開催されるその他のイルミネーションイベント等との連携を図ること。連携するイベントとして、和歌山市内で11月～2月頃に開催されるイルミネーションイベントを想定すること。

※ 後述(3)実施内容ア、イ及びウをそれぞれ1箇所以上実施し、実施期間（各2週間以上と想定）は独自提案による。

(3)実施内容

万博開幕までの最後の機運醸成事業と位置付け、効果的なプロモーションにつなげるため、以下の取組を実施すること。

なお、和歌山県は、大阪・関西万博の開催効果を本県にも最大限に波及させ地域活性化につなげるため、和歌山ゾーン構築総合ディレクターによる総合監修のもと、関西パビリオン内への和歌山ゾーンの出展を進めているところである。

また、万博を契機に本県の魅力を国内外に発信し、認知度向上を図り、観光誘客の促進やビジネス機会の創出とするため、「和歌山県大阪・関西万博関連事業プロモーション等業務」を委託事業者を選定し、事業を進めているところである。

そのため、本業務の実施に当たっては、県に加え上記業務受注者等を含む本業務に必要な関係者と十分に協議及び調整すること。

ア ライトアップイベント

万博への期待感を高め来場意向につながるよう、その他のイルミネーションイベント等との連携を図りながら、県内の人通りの多い場所で万博カラー（赤・青）等のライトアップを実施すること。

イ プロジェクションマッピング

万博への期待感を高め来場意向につながるよう、来場者が多く見込める場所（例：和歌山城等）で、大阪・関西万博の公式キャラクターであるミャクミャクを使用した映像を投影すること。

ウ 沿道バナーフラッグ掲出

和歌山市内の主要集客エリアを中心に、万博を盛り上げる沿道バナーフラッグの掲出を行うこと。具体的な掲出箇所及び掲出時期は、契約締結後に委託者と協議の上で決定する。

掲出するバナーフラッグは、県主催の別イベントでこども達に記載いただいたメッセージを掲載したフラッグを作成、使用すること。

5 業務内容

本委託で実施する業務は、次の(1)から(10)までとする。

業務の実施に当たっては、委託者の意見や意向を反映し、関係団体及び施設管理者等、実施にあたり必要な協議を行うこと。

(1) 実施運営計画書・演出構成等の策定

委託者と協議の上で実施運営計画書及び演出構成を策定すること。また、事業を実施するための業務スケジュール、運営マニュアル及び会場配置図等、各種資料を策定すること。

(2) 開催までの事前準備及び業務運営業務

ア 実施運営計画書等に基づき、委託者と調整のもと、業務の具体化、実施に向けた事前準備及び運営業務を行うこと。また、業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行するとともに業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及び本事業の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。

イ 同時期に開催されるその他のイルミネーションイベント等の実施主体と調整を行うこと。

ウ 緊急時に対応するため、緊急時の体制を整備し、体制に基づいた適切な対応を行うこと。

エ 業務の実施に必要な関係機関への許可申請等の手続きに関する業務を行うこと。

オ 本事業に係る保険への加入手続き及び保険料の支払いに関する業務を行うこと。

(3) ライトアップのデザイン及び設営・実施業務

ア 他のイルミネーションイベントとの連携や相性を考慮した、ライトアップ実施エ

リアの選定及び照明デザイン、演出プランの作成を行うこと。

イ 本事業の実施目的を理解した上で、デザインについては環境に配慮し、できる限り省エネルギー化を図ること。

ウ 来場者の安全確保等の対策を講じた上で、機材の設置や電源の引き込み方法及び配線方法の検討、図面の作成を行うこと。また、照明機材等の設置に際し、既存構造物を加工する必要があることが想定される場合、設置方法については管理者と十分に協議を行い、了解を得ること。

エ 機材の設置については、作業実施に必要な資格を有した者が施工及び管理を行うこと。また、来場者の歩行・通行等に対し、支障のない位置とし、必要に応じ交通誘導員を配置する等、関係車両及び来場者の安全に十分注意すること。

オ セットアップの際には、光害や障害光のないよう注意し、デザイン等の仕上がりについて委託者の確認を受けること。

カ 機材搬入出に係る駐車場の調整、準備、管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

キ ライトアップイベントの実施を県民に広く周知すること。

ク 撤去は事業終了後、速やかに行い、清掃、汚水、ごみ処理等、適切な撤去・搬出を実施し、原状復帰すること。

なお、設営・実施及び撤去の際に生じた器物破損、損害等の修復については、受託者の責任で対応し、その費用を負担すること。

ケ その他、事業実施に際し必要な業務を行うこと。

(4) プロジェクションマッピングに関する業務

ア 他のイルミネーションイベントとの連携や相性を考慮した上で、投影場所及び時期を設定すること。

イ 来場者の安全確保等の対策を講じた上で、機材の設置や電源の引き込み方法及び配線方法の検討、図面の作成を行うこと。また、機材の設置に際し、既存構造物を加工する必要があることが想定される場合、設置方法については管理者と十分に協議を行い、了解を得ること。

ウ 機材の設置については、来場者の歩行・通行等に対し、支障のない位置とし、必要に応じ交通誘導員を配置する等、関係車両及び来場者の安全に十分注意すること。

エ 投影に必要な機材の準備、駐車場の調整、管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

オ 投影に際し必要な施設管理者等の関係機関等との調整及び各種申請等にかかる業務を行うこと。

カ 撤去は事業終了後、速やかに行い、清掃、汚水、ごみ処理等、適切な撤去・搬出を実施し、原状復帰すること。

なお、設営・実施及び撤去の際に生じた器物破損、損害等の修復については、受託者の責任で対応し、その費用を負担すること。

キ プロジェクションマッピングの実施を広く県民に周知すること。

ク その他、事業実施に際し必要な業務を行うこと。

(5) 沿道バナーフラッグ掲出に関する業務

ア 他のイルミネーションイベントとの連携や相性を考慮した上で、掲出場所や掲出時期を設定すること。

イ フラッグのサイズ、デザイン及び数量等仕様については、別紙を参照すること。
掲出場所の1つとして、けやき大通りを想定すること。

ウ 設置に際し、既存構造物を加工する必要が生じることが想定される場合、設置方法については管理者と十分に協議を行い、了解を得ること。

エ 通行者等に支障が出ないように、必要に応じ交通誘導員を配置する等、関係車両及び通行者の安全に十分注意し、設置すること。

オ 撤去は事業終了後、速やかに行い、清掃、汚水、ごみ処理等、適切な撤去・搬出を実施し、原状復帰すること。

なお、設営・実施及び撤去の際に生じた器物破損、損害等の修復については、受託者の責任で対応し、その費用を負担すること。

カ その他、事業実施に際し必要な業務を行うこと。

(6) 広報関連業務

ア 上記4(3)実施内容ア、イ及びウの取組を県民に広く周知するための創意工夫を行うこと。

イ チラシ等の配布物を作成し、配布すること。

なお、チラシ等の枚数、配布先は委託者と協議・調整の上、決定すること。

ウ テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のメディアや Instagram、X 等の SNS を活用し、効果的な広報活動を展開すること。

※ 広報に当たって必要な写真、画像等を手配するとともに、万博ロゴマーク・公式キャラクター等のデザインの使用については、「2025大阪・関西万博マスターライセンスオフィスと調整を行うこと。

(7) 合理的配慮

イベントを実施する際は、障害のある方に対して、車椅子及び情報保障（手話・要約筆記）への適切な対応、配布物の点字化など、合理的な配慮を行うこと。また、会場設営、サイン及び印刷物等の制作に当たって、ユニバーサルデザインに配慮すること。

(8) 記録業務

上記4(3)実施内容ア、イ及びウの実施状況について、写真及び映像で記録し、委託者の求めに応じ提供すること。

(9) 報告業務

本事業終了後、事業の実施・運営状況について、業務報告書を提出すること。

(10) その他

上記のほか、事業の準備・実施に当たって必要な業務は、全て実施すること。

6 業務内容についての留意事項

- (1) 業務に必要な施設管理者、道路管理者等への調整及び各種申請等にかかる業務を行うこと。
- (2) ライトアップ等業務に当たっては同時期に開催される他のイルミネーションイベント等との調整及び連携を図り、効率的・効果的に実施すること。
- (3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受注者が負担すること。

7 仕様の変更

本委託に係る仕様記載事項について、今後、委託者が必要と認める場合には、協議の上で、その仕様変更に対応するよう努めること。

なお、その場合は下記について、留意すること。

- (1) 原則として、委託金額の範囲内で対応すること。
- (2) 大幅な仕様変更により、委託金額を超える場合は、業務の着手前に委託者と協議すること。
- (3) 仕様変更により、委託金額が減額となる場合があること。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。

8 業務の進捗管理

- (1) 受託者は、業務に先立ち、業務スケジュールや実施体制計画を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図や目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効果的に業務を進めること。また、業務の推進に当たっては、本業務に必要とされる知識、経験、技術及びノウハウを有する専任者を配置し、状況に応じた迅速な対応ができるよう万全の推進体制を整備すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、その進捗状況や今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて、委託者との打合せを実施し、議事録を作成すること。
- (4) 受託者は、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提出するとともに、その会議等に出席すること。

9 成果物の納品

(1) 成果物

ア 業務報告書 2部

(A4版で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)

イ 上記アを記録した電子データ (DVD-R) 2枚

ウ 電子記録データ 1式

(記録媒体は委託者と協議)

エ 写真及び映像データ

(2) 納品場所

和歌山県 知事室 万博推進課

(3) 納品期限

令和7年3月28日 (金)

10 著作権の帰属・権利処理

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、下記に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。) は、本契約の委託費の支払いをもって受託者から委託者に移転する。ただし、成果物に含まれる音楽著作物の著作権については、原著作権者に留保される。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変して使用する場合には、受託者の書面による事前の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、成果物等にかかわる著作物、著作隣接権その他一切の権利に関して、仕様書に定める使用期間・使用範囲内での使用に支障のないよう、必要な権利処理を受託者の責任と費用負担で行う。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び19条を行使することができないものとする。

11 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委

託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出し、委託者の承認を得ること。

ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、和歌山県内に主たる営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 委託者は、本業務（再委託した場合を含む。以下(4)及び(5)において同じ。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるよう要求する場合がある。

イ 受託者は、アの要求があったときは当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩について、善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行した上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守し、受託者の責任において適切に権利処理を行うこと。

なお、業務の実施に当たり、第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、必要な使用許諾手続き等を行うこと。

(6) その他

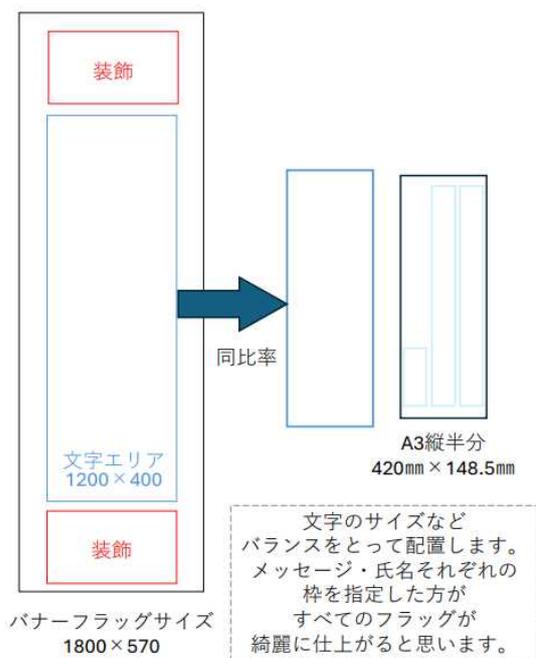
ア 業務開始後は、定期的に委託者と打合せを行い、業務着手前に委託者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、委託者の求めに応じて本業務に係る情報を提供すること。

イ 本仕様書に疑義のある場合又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

ウ 事業の中止等に係る対応についてやむを得ない事由により、本事業の開催が困難になった場合は、委託者の指示を受けた上で当該事業の全部又は一部を中止することとする。この場合の代替措置については、協議の上、決定するものとする。

(別紙)

万博バナーフラッグサイズについて



○規格：縦 1800mm×横 570mm

○材質：①生地 遮光スエード

②生地端の処理 周囲縫製

③デザインの印刷込

④フラッグの仕立て ハトメ 3箇所、上部袋縫い、鉄製カラビナ

⑤インクジェット印刷

⑥防炎加工なし

○数量：100 枚

※取付場所や方法により、委託者と協議の上で決定すること。